

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に準じ、ふじみ野市文化施設整備事業に係る事業契約の内容を公表します。

令和2年6月18日

ふじみ野市長 高 畑 博

記

1 公共施設等の名称及び立地

- ・（仮称）西地域文化施設（現大井中央公民館）
埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目1番8号及び1番4号
- ・（仮称）東地域文化施設 ホール棟（現勤労福祉センター）
埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番8号
- ・（仮称）東地域文化施設 多目的棟（現上福岡公民館、現コミュニティセンター）
埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番8号

2 選定事業者の商号又は名称

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目14番7号
ふじみ野未来創造パートナーズ株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

[ふじみ野市文化施設整備事業 基本契約書（抄）]

（事業の概要等）

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

3 本事業において整備される施設（以下総称して「建替施設」という。）の概要は、別紙3第1項記載のとおりとし、かかる整備の際に解体される既存施設（以下「既存施設」という。）の概要は同別紙第2項記載のとおりとし、また、維持管理される施設（以下総称して「本施設」という。）の概要は、同別紙第3項記載のとおりとする。

4 本事業において、事業者が行う業務は、別紙4記載のとおりとし、事業者を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

4 契約期間

- ・ふじみ野市文化施設整備事業建設工事請負契約
自契約成立日 至令和7年6月30日
- ・ふじみ野市文化施設整備事業維持管理委託契約
自契約成立日 至令和20年3月31日

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[ふじみ野市文化施設整備事業 建設工事請負契約約款（抄）]

（発注者の解除権）

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は工事に着手すべき期日を過ぎてても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号又は第4号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第48条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を受注者が法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条及び第47条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条の規定によるほか、本基本契約が終了した場合その他必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。本基本契約第13条第3項の定めるところに従って発注者が本基本契約を解除した場合（同項第2号に基づく本基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く。）は、この限りでない。

（契約解除の特例）

第47条の2 受注者が次に掲げる行為を行い、これにより発注者と受注者との間の信頼関係が破壊されたと認められる場合、発注者は、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が重大な違法行為又は反社会的な行為を行った場合

(2) 受注者が発注者との間で締結したこの契約以外の契約につき重大なる義務の違反をおかした場合

(3) 受注者が発注者の利益を著しく害する行為を行った場合

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は、発注者に対して名目の如何を問わず、同解約に基づく損失・損害の補償・賠償を求めることができない。

（受注者の解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第18条又は第19条の規定により要求水準書等又は設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工その他この契約の履行の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(4) 本基本契約が受注者により解除されたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、成果物又は工事目的物の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった成果物又は工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第46条の2第2項及び第47条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を解除が第47条及び前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第46条の2第2項及び第47条の2の規定によるときは発注者が定め、第47条及び前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

[ふじみ野市文化施設整備事業 維持管理委託契約約款（抄）]

（発注者の解除権）

第35条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に書面で通知することにより、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が本業務の履行に際し不正行為があった場合
- (2) 受注者が発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、発注者が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されない場合
- (3) 第36条又は第37条によらないで受注者からこの契約の解除の申出があった場合
- (4) 第15条による発注者の業務遂行状況の確認結果その他この契約の履行状況等に基づ

き、別紙1記載のモニタリング実施要領の定めるところに従い、この契約を解除することができる場合

(5) 前各号の他、受注者がこの契約の重大な違反又は抵触がある場合

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に書面で通知することにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者（受注者の株主のいずれかの者を含む。参照条文において同じ。）が建設工事請負契約第46条第1項第6号のいずれかに該当するとき。

(2) 発注者が本業務の履行のために受注者に付与した許認可等が取消、撤回、解除等されて効力を喪失した場合

3 発注者は、前各項の規定によるほか、本基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は、本項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したことによって受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、本基本契約第13条第3項（同項第2号に基づく本基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く。）の定めるところに従い発注者が本基本契約を解除した場合は、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額を18で除した額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、次の各号のいずれかに該当する場合により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(1) 本条第1項、第2項及び第3項ただし書き並びに第35条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

(3) 受注者の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

6 第4項の場合（第2項第1号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 本条に基づき発注者がこの契約の一部を解除した場合（本施設の全部に係る本業務の一部について解除する場合のみならず、本施設の一部に係る本業務の全部又は一部について解除する場合を含む。）、受注者は、かかる一部解除の対象についてこの契約上の権利を失い、義務を免れるが、それ以外については、この契約に法的に拘束され、従前どおり、この契約上の権利を行使し、義務を履行しなければならない。

（契約解除の特例）

第35条の2 受注者が次に掲げる行為を行い、これにより発注者と受注者との間の信頼関係

が破壊されたと認められる場合、発注者は、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が重大な違法行為又は反社会的な行為を行った場合

(2) 受注者が発注者との間で締結したこの契約以外の契約につき重大なる義務の違反をおかした場合

(3) 受注者が発注者の利益を著しく害する行為を行った場合

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は、発注者に対して名目の如何を問わず、同解約に基づく損失・損害の補償・賠償を求めることができない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第35条の3 この契約に関し、受注者(受注者の株主のいずれかの者を含む。参照条文において同じ。)が建設工事請負契約第45条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項で参照する建設工事請負契約第45条の2第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項で参照する建設工事請負契約第45条の2第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の解除権)

第36条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に書面で通知することにより、この契約の全部を解除することができるものとする。

(1) 発注者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後30日以内に当該違反を是正しない場合

(2) 発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合

(3) 本基本契約が受注者により解除された場合

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著し

く困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

6 契約金額

- ・ふじみ野市文化施設整備事業 建設工事請負契約

金8,699,900,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金790,900,000円)

- ・ふじみ野市文化施設整備事業維持管理委託契約

金907,782,929円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の金額 金82,525,695円)

ただし、約款に従って支払われる委託料の総額は、約款第18条、第19条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。

7 契約終了時の措置に関する事項

[ふじみ野市文化施設整備事業 基本契約書(抄)]

(損害賠償)

第12条 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、発注者は、事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(契約の終了)

第13条 本基本契約は、本基本契約の前文に定めるところに従い、ふじみ野市議会の議決を得て本基本契約が本契約としての効力を生じ、維持管理期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は、終了するものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の前条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している本基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の前条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を

設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している本基本契約以外の特定事業契約が事業者より解除された場合。

5 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、前条及び次条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

[ふじみ野市文化施設整備事業 維持管理委託契約約款 (抄)]

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日

(2) 発注者又は受注者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日

2 受注者は、前項に定めるこの契約の終了時において、本施設の全てを要求水準書等で定める性能及び機能が発揮でき、損傷がない状態で発注者に明け渡すものとする。なお、性能及び機能を満足する限りにおいては、経年における劣化は許容するものとする。

3 受注者は、契約期間満了日の3年前までに、本施設の状況についてチェック・評価し、要求水準書で定める本施設の性能、機能を満たすに当たり補修、修繕、更新等の必要性を検討し、その検討結果に従い、契約期間満了までに必要な対応を行う。

(業務の引継ぎ等)

第33条 受注者は、この契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定するものに対し、要求水準書等に基づき、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。